

確定申告

申告は
3/15
金
までに

令和5年分所得税・町県民税の 申告相談が始まります



申告が必要な方

所得税の申告が必要な方

- ① 公的年金収入が 400 万円を超える方
- ② 公的年金以外の所得金額の合計が 20 万円を超える方
※ 公的年金などの収入金額が 400 万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要。「町県民税の申告が必要な方」を確認
- ③ 給与収入が 2,000 万円を超える方
- ④ 給与を 1 か所から受けている方で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える方
- ⑤ 給与を 2 か所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が 20 万円を超える方
- ⑥ 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、令和5年中の所得金額の合計額から所得控除(基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など)の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当所得の額および年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方

●医療費控除を受ける場合

医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付が必要です。明細書の提出がない場合は、医療費控除が適用できません。

●注 意

- ・ 所得税の確定申告が必要なく、還付のために申告をする方でも、すべての所得および適用となる所得控除(ワンストップ特例の申請をしたふるさと納税など)を含めて申告する必要があります(申告しないことを選択できる所得を除く)。
- ・ 源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択したときより所得金額が増えます。被扶養者の所得金額が増えることにより、扶養者の所得税、被扶養者本人や扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方のうち、令和6年1月1日時点、町内在住で①～④のいずれかに該当する方

- ① 年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの申告をする方
- ② 給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が 20 万円以下の方
- ③ 営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得(満期保険金など)、配当所得などがある方で、令和5年中の所得金額の合計額が所得控除(基礎控除、扶養控除など)の合計額以下の方
- ④ 令和5年中に収入が全くない方、あるいは非課税所得(失業給付、遺族年金、障害年金など)のみであり、かつ家族の扶養になっていない方のうち、次に該当する方
 - ・ 国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
 - ・ 国民健康保険の加入者で 18 歳以上の方(高校生を除く)
 - ・ 国民年金保険料の支払猶予、免除を受けようとする方
 - ・ 後期高齢者医療保険の加入者がいる世帯の 18 歳以上の方(高校生を除く)
 - ・ 保育料の支払いがある方(保育料が無料である方を含む)
 - ・ 児童扶養手当を受給しようとする方

▲町県民税の申告が必要と思われる方には、1月下旬に役場から町県民税の申告書を送付します。なお、申告書が届かない方でも、申告が必要になる場合があります。

申告相談に必要なもの

申告書類が不足していると申告できませんので注意してください。
詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

申告相談会場へ行く方(確定申告会場①④⑤⑥⑦)

- ☐①マイナンバーカード
- ☐②マイナンバー通知カード(記載事項に変更がない場合に限る)またはマイナンバー記載の住民票と運転免許証(無ければ健康保険証、パスポートなど)

※①か②のどちらかを持参または写しを添付
※被扶養者がいる場合、被扶養者のマイナンバーの記載も必要です。被扶養者のマイナンバーが分かるものを持参してください。

スマホ申告する方(確定申告会場①②③)

- ☐マイナポータルアプリをインストールしたスマートフォン(スマホ)
- ☐マイナンバーカード
※署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)、利用者証明用電子証明書(数字4桁)が必要
- ☐過去に e-Tax 等を利用した方は、利用者識別番号と暗証番号がわかる書類

該当する場合必要(全会場共通)

- ☐給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
 - ☐申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
 - ☐作成済みの青色申告決算書または収支内訳書(事業所得、農業所得、不動産所得がある方)
 - ☐各種社会保険料控除証明書または各領収書(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)
 - ☐生命保険料、地震保険料などの保険料控除証明書
 - ☐医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書(所定の記入用紙)」
 - ☐医療費控除の特例を受ける方は「セルフメディケーション税制の明細書(所定の記入用紙)」と一定の取組みの証明書
 - ☐障害者控除を受ける方は、障害者手帳やふくし課の証明書など
 - ☐「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書(届いた方のみ)
- ※上記書類以外にも申告内容によって必要な書類があります。

申告書を作成しよう

所得税の確定申告は自主計算、自主申告が原則です。

■手書き作成する方

申告書の用紙の取得方法は2つ

- (1) 申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロード
- (2) 半田税務署、申告会場および指導会場で配付。
1月中旬に役場税務課⑦番窓口で用意します。



■スマートフォンやパソコンで作成する方

- ①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- 所得税や消費税の申告書、青色申告決



算書・収支内訳書などが作成できます。

※令和5年分の所得税の確定申告書の作成は1月以降可能

②申告書を提出

- (1) e-Tax で送信(事前準備が必要)
- (2) 印刷して提出

郵送または直接税務署へ

※税務署では受付時間外は時間外収受箱へ投函可能。役場申告会場では「税務署行きBOX」に提出することも可能

問い合わせ

- ・所得税確定申告
- ・確定申告会場①半田赤レンガ建物
⑥⑦税理士による無料税務相談会場
半田税務署 ☎ 0569-21-3141
※自動音声案内「0」を選択

国税庁
ホームページ



- ・町県民税申告
- ・確定申告会場②③④⑤
役場税務課 内線 113

町ホームページ



確定申告会場



申告相談

スマホ申告

① 半田赤レンガ建物

＼スマホ申告も個別相談も両方実施／

基本的にご自身のスマホで申告となります。個別相談も可能です。

●と き

- ・ 2月16日(金)～3月15日(金)の平日
- ・ 2月25日(日)

午前9時～午後5時

●入場整理券が必要

- ① 申告会場での当日配付
- ② LINE を使用した事前配付→



※入場整理券の配付状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。

●注意事項

- ・ 電話やチャットボットによる申告相談にも対応しています。
- ・ 開設期間中は、半田税務署内では確定申告書の作成指導は行っていません。
- ・ 半田赤レンガ建物への問い合わせはご遠慮ください。

スマホで申告してみよう!

ご自身のスマホとマイナンバーカードを使用して、職員と一緒に確定申告書を作成し e-Tax で税務署に提出してみましょう!

② 役場職員が教えるスマホ申告相談

＼スマホで申告したいけど不安という方はこちらへ!／



スマホ申告

●と き

2月16日(金)～3月15日(金)の平日

●ところ

役場西会議室棟1階 会議室

●対 象

- ・ 給与・年金所得のみの方

- ・ 社保、小規模、生命保険、地震保険、扶養控除、本人控除、寄附金、医療費の控除を追加する方

●申込み

インターネットから申込可能(詳細は広報ひがしうら2月号に掲載予定)

③ 税務署職員が教えるスマホ申告説明会(文化センター)

＼要予約／



スマホ申告

●と き

1月25日(木)

1回目 午前10時～11時30分

2回目 午後1時～2時30分

3回目 午後2時50分～4時20分

●ところ

文化センター

●対 象

給与または公的年金等の雑所得を申告する方
※営業、不動産所得、株式譲渡など、他の所得のあ

る方および住宅借入金等特別控除などの税額控除がある方は対象外

●定 員

各回 15名(先着順)

●申込み

1月5日(金)～22日(月)の平日午前8時30分～午後5時15分に役場税務課(内線112)へ

※水曜日のみ午後7時15分まで

マイナポータルアプリのポイント

マイナポータル連携で簡単に申告書が作成できますので、事前に登録していただくと便利です。

- ・ スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額などを自動入力!
- ・ 事前にマイナポータルや運営サイトなどに登録すると、ふるさと納税や公的年金などを自動的に申告に反映可能!

マイナポータルアプリがダウンロード可能な機種はコチラ





④ 役場申告相談会場 \相談や直接申告したい方はこちらへ/

例年非常に混み合いますので、⑤出張申告相談会場

⑥東海市立商工センター⑦大府市役所をご利用ください。

●と き

2月16日(金)～3月15日(金)の平日
午前8時45分～正午、午後1時～4時
※開場は午前8時30分～

●ところ 役場西会議室棟1階 会議室

●対 象

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心に
行います。

●注 意

開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付
けません。開設期間を過ぎた場合、所得税などの確
定申告は役場での相談・受付はできませんので、半
田税務署へ

●入場整理券(当日受付分のみ)配布

※混雑状況により受付を早めに終了する場合あり

! 役場で受け付けられない申告

次に該当する方は、④役場申告相談会場⑤出張申
告相談会場では申告の相談ができません。①半田
赤レンガ建物にお出かけください。

- ・住宅ローン控除の1年目の申告をする方
- ・営業所得、譲渡所得がある方
- ・青色申告をする方
- ・消費税、贈与税の申告をする方
- ・分離所得がある方
- ・住宅特定改修特別税額控除がある方
- ・認定長期優良住宅新築等特別税額控除がある方
- ・住宅耐震改修特別控除がある方
- ・農業所得および不動産所得で収支内訳書が未作
成の方
- ・国外扶養を入れる申告をする方



⑤ 出張申告相談会場(各地区コミュニティセンター)

藤江・卯ノ里・森岡コミュニティセンターの2日目
は、比較的空いています。

●とき・ところ 午前9時～午後3時

- ・1月31日(水) 生路コミュニティセンター
- ・2月1日(木)、2日(金) 藤江コミュニティセンター
- ・2月6日(火)、7日(水) 卯ノ里コミュニティセンター
- ・2月8日(木)、9日(金) 森岡コミュニティセンター

●対 象

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心に
行います。

●入場整理券(当日受付分のみ)を配布

※混雑状況により受付を早めに終了する場合あり



⑥⑦ 税理士による無料税務相談(申告相談)会場

●ところ・開設期間

⑥東海市立商工センター

2月16日(金)～26日(月)の平日

⑦大府市役所

2月16日(金)～22日(木)の平日

●開設時間

午前9時30分～正午、午後1時～4時

※受付を早めに終了する場合あり

●対 象

- ① 前年分の所得金額が300万円以下*の事業所得
者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)

※青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額ま
たは事業専従者控除額を控除する前の金額

② ①の方で消費税および地方消費税の課税事業者
の場合には、令和5年分の基準期間の課税売上高
が3,000万円以下

③ 給与所得者および年金受給者(所得金額が高額な
方、相談内容が複雑な方は除く)

●注意事項

消費税の申告、所得・帳簿などの状況により①半
田赤レンガ建物の申告会場に案内することがありま
す。詳細は半田税務署へ

「住宅借入金等特別控除」申告説明会

●とき

2月13日(四) 15日(金)
午前9時～午後5時

※会場の入場には「入場整理券」が必要。「入場整理券」は、申告会場での当日配付または



「LINE」で事前配付

●ところ

半田赤レンガ建物

●持ち物

・源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

・マイナポータルアプリをインストールしたスマートフォン

・マイナンバーカード

※マイナンバーカードの発行時に設定した署名

用電子証明書(英数字6桁～16桁)・利用者

証明用電子証明書(数字4桁)が必要

●注意

①一定の要件に該当する方にのみ適用できますので、来場する前に適用要件な

どを確認してください。

②必要書類を持参すれば、確定申告書の作成および提出が可能です。

③入館できる時間は午前9時が目安です。

④半田赤レンガ建物への問い合わせは、ご遠慮ください。

●問い合わせ

半田税務署

☎0569(21)3141

※自動音声案内「0」を選択

後期高齢者医療保険料納付明細書を送付します

令和5年1月1日～12月31日に支払った後期高齢者医療保険料の納付明細書を、令和6年1月中旬頃に送付します。支払った後期高齢者医療保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

請ってください。

●**持ち物** 対象の方の身分証明書

※後期高齢者医療保険料額と納付額は電話での回答不可

●問い合わせ

保険医療課 内線153

●見込み額での

納付明細書を交付します

対象①②の方で、事前に必要な方は保険医療課へ申

対 象	内 容
①納付書または口座振替により納付した方(普通徴収)	保険医療課から、後期高齢者医療保険料納付明細書を送付(手続き不要)
②障害年金、遺族年金から天引きされた方(特別徴収)	年金保険者(日本年金機構など)から、確定申告で利用できる「公的年金等の源泉徴収票」を送付(手続き不要)
③公的年金から天引きされた方(特別徴収)	

おむつに係る医療費控除

おおむね6か月以上寝たきり状態で、医師からおむつの使用が必要と認められた方のおむつ購入費は医療費控除の対象となります。手続きには医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

●介護保険の要介護認定を受けている方へ

次のいずれにも該当する方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行しますので、ふくし課へ申請してください。費用は無料です。

①おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降である方

②要介護認定のために提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2のいずれかであり、「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の方

●**その他** 発行可能かどうかは電話での回答不可

●**問い合わせ** 内線127

「医療費通知」は確定申告手続きに利用できます

町国民健康保険が送付する「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の添付資料として利用することができますので、大切に保管してください。医療費通知が届く前に確定申告をする場合は、医療費通知の代わりに領収書を使用してください。

●医療費通知の送付

「医療費通知」は2か月の医療費を掲載しており、年6回各月20日頃送付します。

医療費通知送付月	掲載する医療費
4月	1月、2月診療分
6月	3月、4月診療分
8月	5月、6月診療分
10月	7月、8月診療分
12月	9月、10月診療分
2月	11月、12月診療分

●問い合わせ

保険医療課 内線154